

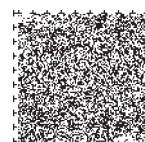
第2章

高等学校における取組

1 発達障害教育環境の整備

2 指導内容の充実と組織的な対応

3 支援体制の充実



1 発達障害教育環境の整備

現状と課題

○実態調査によると、都立高校に通う生徒のうち、発達障害と考えられる生徒の在籍率は2.2%であり、その内訳は、全日制課程で1.2%、定時制課程で11.4%と課程によって大きな差があることが分かりました。

■高校における発達障害の生徒の在籍状況

		生徒数 a	発達障害の 生徒の在籍数 b	在籍率 c = b / a
高校	計	138,908人	3,050人	2.2%
	全日制	125,425人	1,511人	1.2%
	定時制	13,483人	1,539人	11.4%

※1 a欄は、公立学校統計（平成26年5月1日）の数

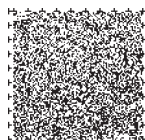
※2 b欄は、平成26年度に都教育委員会が実施した調査結果

○都教育委員会はこれまで、都立高校の特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの指名とその育成、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援学校と連携した進路指導等に取り組んできました。

■高校における特別支援教育推進体制

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
公立高校数		197校	196校	195校	194校	194校	
校内委員会の設置・開催	設置あり	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	開催回数	0回	39.0%	21.1%	29.5%	13.4%	17.0%
		1回	23.1%	30.9%	23.8%	27.3%	24.2%
		2回	11.8%	17.0%	15.5%	17.5%	16.0%
		3回	6.2%	10.8%	5.7%	13.4%	11.9%
4回以上	20.0%	20.1%	25.4%	28.4%	30.9%		
特別支援教育コーディネーターの指名	指名あり	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	人数	1人	-	86.1%	69.4%	61.9%	59.3%
		2人	-	9.8%	19.7%	27.8%	25.8%
		3人以上	-	4.1%	10.9%	10.3%	14.9%

※文部科学省調査「特別支援教育体制整備状況調査結果」による。




- 一方、高校では、障害に応じた「特別の教育課程^{*19}」の編成に関する法的根拠がないため、中学校において通級指導学級や固定学級で指導を受けていた生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を実施しにくい状況があります。
- 高校は、学科や課程が多様である上に、学校ごとに発達障害の生徒の在籍状況が大きく異なることから、支援体制を一律に整備することは適切であるとは言えません。また、進学や就職を控えて授業を欠席することに不安を感じたり、友人との関係から在籍校で特別な指導・支援を受けることに抵抗感を示したりする場合があるなど生徒の状況も様々です。このため、それぞれの実態や必要性に応じた指導・支援を行っていく必要があります。

具体的な取組

(1) 教育課程外での特別な指導・支援の実施

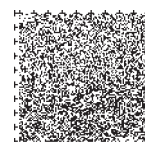
中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を希望する場合、発達障害の状態に応じた指導・支援を行うことが必要になります。

このため、各校における発達障害の生徒の在籍者数等にかかわらず、生徒の状態に応じて指導・支援が受けられるよう、放課後や土曜日などに教育課程外で、学校外において、民間のノウハウを活用するなどして、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を行える仕組みを構築します。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
教育課程外での 特別な指導・支援の実施	実施に向けた 検討、試行実 施	本格実施 			

^{*19}特別の教育課程

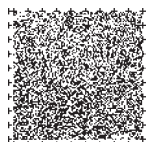
学校教育法施行規則第138条において、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」としている。



(2) 特別な指導・支援を行う方策の検討

中学校において固定学級での指導・支援を受けていた生徒等が、将来社会人として自立するために、高校においても引き続き発達障害の状態に応じた特別な指導・支援を必要とする場合があります。

国における高校での特別の教育課程の実施に関する検討状況を注視しつつ、都教育委員会においても発達障害の状態に応じた社会性に関する指導や進学・就労支援等、高校における特別な指導・支援を行う方策について更に検討を進めます。



2 指導内容の充実と組織的な対応

現状と課題

- 高校では、個別の教育支援計画^{*20}（学校生活支援シート。以下「個別の教育支援計画」という。）及び個別指導計画^{*21}の作成・活用に関する指導資料の活用や、特別支援学校と連携した進路指導などの取組を行ってきました。個別の教育支援計画等の作成が必要な生徒が在籍する高校のうち、4～5割程度の高校では、作成して指導・支援を行っているものの、本人・保護者の同意が得られない等の様々な理由で、作成ができていない高校があります。
- 支援の内容や方法についても、各教員の経験によるところが大きいことから、個別の教育支援計画等作成の推進とともに、生徒一人一人の障害の状態に応じた組織的な対応の充実を図っていくことが重要です。

■高校における個別指導計画等作成状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立高校数	195校	194校	194校
個別指導計画の作成が必要な生徒がいる学校のうち、作成済みの学校	48.2%	51.8%	47.1%
個別の教育支援計画の作成が必要な生徒がいる学校のうち、作成済みの学校	37.7%	46.2%	39.1%

※文部科学省調査「特別支援教育体制整備状況調査結果」による。

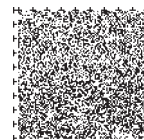
- このため、発達障害の生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援の充実や進路指導の実施等により、学校・学級への不適應による不登校や中途退学を予防するとともに、将来の自立と社会参加を実現するため、全ての高校で必要な指導・支援を行うことができるようにする必要があります。

*20 個別の教育支援計画

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。都では、学校生活支援シートと呼ぶ。

*21 個別指導計画

個別の教育支援計画に示された学校での支援を具体化した指導計画。児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成する。



(1) 学校設定教科・科目^{*22}の開発

対人関係やコミュニケーション、情動のコントロール等が苦手な生徒に対し、自己の障害に関する理解や社会性を向上させるための指導、現場実習を含むキャリア教育^{*23}を実施することを目的とした学校設定教科「社会人としての意識と行動（仮称）」等について、実践的な研究開発を行い、各校において在籍する生徒の状況に応じて活用できるようにします。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
学校設定教科・科目の開発	学校設定教科・科目開発、ガイドライン作成・配布	モデル校での先行実施	必要な学校で導入		

(2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援

発達障害の生徒が持てる力を十分に発揮するためには、個別の教育支援計画や個別指導計画を適切に作成していくとともに、授業においては、発問や指示が理解しやすい、活動の見通しが持ちやすいなど、障害特性に応じた分かりやすい授業の実施や行動支援を行っていくことが必要です。

このため、次の内容を含むユニバーサルデザインの考え方に基づく、授業と行動支援の手引を作成し、各校における指導・支援を充実していきます。

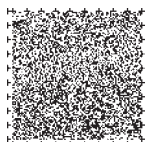
- ① 分かりやすい授業展開の方法について
- ② 適切な行動を促す行動支援の方法について
- ③ 生活指導の方法について


^{*22}学校設定教科・科目

地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程を編成できるようにするため、高等学校学習指導要領に掲げられている教科・科目以外に、学校が設けることができる教科・科目

^{*23}キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育




項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
ユニバーサルデザインの 考え方に基づく授業の実施 と行動支援	授業・行動支 援方法の開 発、手引作 成・配布	成果普及 			

(3) 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実

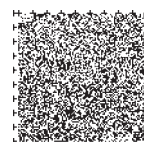
発達障害の生徒の将来の自立と社会参加を実現するため、大学との連携による進学支援や企業との連携による就労支援に関する実践研究を行い、発達障害の生徒の進学支援、就労支援の在り方をまとめた進路指導の手引を作成して、発達障害の状態に応じた進学・就労支援を充実します。

あわせて、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づく支援を行っている生徒の進学・就労に当たっては、個別移行支援計画^{*24}を作成し、進学・就労先へ適切につないでいきます。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害の状態に応じた進学・就 労支援の充実	事例研究、 手引作成・配 布	成果普及 			

^{*24}個別移行支援計画

卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施するための計画



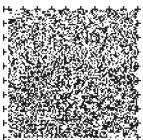
(4) 学校・学級不適應の生徒への対応

発達障害の生徒は、その障害特性から授業中の離席など衝動的な行動を起こしたり、また、周囲からの理解が得られず疎外感を感じやすいことから不登校や中途退学につながったりするなど、様々な学校・学級不適應を起こすことがあります。

このため、以下に示す組織的な対応の在り方をまとめた教員用の手引及びDVDを作成し、学校・学級不適應の予防・改善を図るとともに、障害のない生徒に対して、発達障害の理解を促進します。

- ①外部有識者や医療・福祉・心理の専門家、教育相談センター等との連携により発達障害に起因する学校・学級不適應（不登校、中途退学を含む。）の改善に向けた組織的対応の在り方をまとめた手引の作成
- ②障害のない生徒に対して発達障害の理解を促進させるための指導、学校・学級不適應への対応に関する指導の在り方をまとめたDVDの作成

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
学校・学級不適應の生徒への対応	対応方法の開発、手引・DVD作成・配布	成果普及			

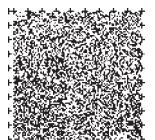
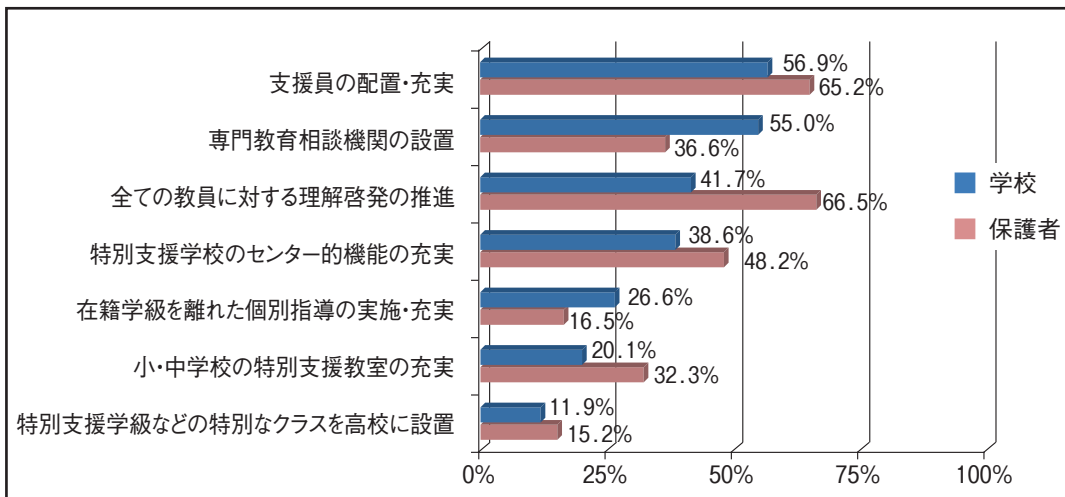


3 支援体制の充実

現状と課題

- 生徒の学校生活上の課題が、障害によるものなのか否かの見極めや、生徒一人一人の障害の状態に応じた適切な対応は、担当する教員だけでは難しい場合があります。
- 高校では、思春期特有の精神状態から、教員に対して率直に自らの不安や学習面・生活面の困難等を打ち明けることに抵抗を感じる生徒もいます。
- このため、教員が生徒の学校生活上の課題を的確に分析し、生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を行えるよう、教員に対する専門的な助言等が必要です。

■今後の教育行政に求められる施策（高校）〔学校（校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任）、保護者回答〕



(1) 支援員の活用

高校に在籍する発達障害の生徒に対する適切かつ効果的な支援の在り方や、円滑な学級経営への関わり方など、支援員の効果的な活用方法について研究し、各校にその成果を普及していきます。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
支援員の活用	研究事業(27 ~28年度)	成果普及 			

(2) 外部専門家の活用

生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を行うため、以下の外部専門家の活用について研究し、各校にその成果を普及していきます。

また、外部専門家との相談を円滑に実施できるよう、高校の教員が活用する「学習・行動の支援に関する気付きチェックリスト」を作成・配布します。

ア 医師

発達障害と考えられる生徒等と面談を行い、学級担任等に対して専門的な立場から効果的な支援の在り方について助言を行うとともに、障害についての理解促進や、必要に応じて医療との接続を図ります。

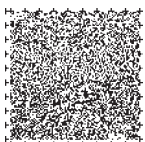
イ 心理の専門家

高校に在籍する発達障害の生徒等との相談、周囲との人間関係の構築や学習しやすい環境の調整などについて、教員や本人・保護者に対して支援や助言を行います。

また、特別支援教育に関する校内委員会で、専門的な立場から助言を行います。

ウ スクールソーシャルワーカー

発達障害の生徒へのいじめや不登校等の生活指導上の課題に対応するため、当該生徒の発達障害の状態を踏まえ、学校と保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図ります。



項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
外部専門家の活用	研究事業(27～28年度)、 チェックリスト作成・配布	成果普及 			

(3) 特別支援学校のセンター的機能の活用

高校への支援の仕組みを明確にするとともに、特別支援学校間の連携強化等により、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図り、高校に対して、次の支援等を行っていきます。

- ①学校・学級不適應の生徒への具体的な対応方法に関する助言
- ②生徒の進路指導に関する具体的な助言

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
特別支援学校のセンター的機能の活用	センター的機能の活用 				

